

# 役員等報酬基準

## (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人のぞみ作業所（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 役員等とは、役員及び評議員、評議員選任・解任委員を総称していう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する日当（実費弁償として支給される手当）であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

## (費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。役員等が業務のため出張（旅行）したときは、費用を弁償する。出張に要する旅費（交通費、日当、宿泊費）を、施設長の旅費に関する規定に準じて支給することができる。

## (旅行命令)

第5条 役員等の旅行は旅行命令によるほか、会議招集権の発する招集通知によることができる。

## (費用弁償の支給日)

第6条 役員等の費用は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会が開催されたときに、その都度、次の金額を支給する。

一人一律 3000円

## (費用弁償の支給方法)

第7条 費用は、現金をもって本人に支給する。

## (公表)

第8条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この規程は平成29年6月25日から施行する。